

パークの中世的効用

— ウッドストック・パークを事例として —

遠山茂樹

東北公益文科大学総合研究論集第三十三号 抜刷

二〇一七年十二月二十日発行

# パークの中世的効用—ウッドストック・パークを事例として—

遠山茂樹

## はじめに

中世イングランドには大別して四種類の獵場 (hunting ground) が存在した。すなわち、フォレスト (forest)、チェイス (chase)、パーク (park)、そしてウォレン (warren) である。<sup>(1)</sup> フォレストやチェイスと同様、パークも基本的にはシカの獵場であったが、パークは前二者に比べれば規模が小さく、堅固な柵で囲い込まれている点に特徴がある。ウォレンはシカ以外の小鳥獣(たとえばキジ、ウサギ、キツネ等)の獵場を意味するが、一三世紀半ば以降はラビットの人工的な飼育場、すなわちラビット・ウォレン(養兎場)を指すことが多い。<sup>(2)</sup>

本稿で取り上げる中世のパークはしばしば 'deer park' あるいは 'hunting park' と呼ばれるが、それは当該時期のパークがシカ獵と密接に結びついてきたからにはかならない。通説では、パークもフォレスト同様、一〇六六年のノルマン征服を契機にイングランドに導入されたといわれているが、近年パークを「本質的に」(essentially)ノルマン的なもの<sup>(3)</sup>とする従来の見方に疑義を呈する見解も出されており、それ自体大きな問題となっている。<sup>(4)</sup>

(1) パークの中世的効用—ウッドストック・パークを事例として—

中世にあつては、こうしたパークの所有者は領主層に限られた。パークを所有することは一種の「衛示的消費」でありステイタス・シンボルでもあつた。しかしながら、中世のパークを単なるシカの猟園ないしはステイタス・シンボルのひとことで片付けてしまふのはいささか危険である。確かに中世のパークは、第一義的にはシカの猟園であつたが、それ以外にも重要な諸機能・用途があつた。

この小稿の目的は中世パークのもつ多面的な機能を、ウッドストック・パークを事例としてさぐつてみることにある。考察の対象とするウッドストック・パークが、中世イングランドの諸王にとつて種々の意味で重要であつたことは言を俟たない。パーク内に所在する王宮は巡行する王たちの逗留の場であり、それゆえに諸侯との会合の場、あるいは王の各種文書の発給場所となつた。さらにウッドストックは王の狩獵センターであり、隠遁の場ともなつていた。<sup>(5)</sup>

ウッドストック・パークは王所有のいわゆるロイヤル・パークであるがゆえに、史料も他のパークに比べれば比較的多く残存している。本稿ではA・バラード、F・ウッドワード、L・カンター、J・ポンド、P・スタンパー、B・シューマーらの先行研究を導きの糸としながら、主として王室関係文書の刊行史料に基づき、中世ウッドストック・パークの実態をさぐつてみたい。

わが国では、管見の限り、中世イングランドのパークに関する論稿は皆無に等しい。<sup>(6)</sup>この小稿の目的のひとつは、こうした研究の立ち遅れに鑑み、研究史上の空隙をいささかなりとも埋めることにある。

また、パークそのものの実態解明もさることながら、パークとフォレストの関係を明らかにすることも、筆者にとつては大きな課題のひとつである。本稿との関連で言えば、ウッドストック・パークとウィッチウッド・フォレストの関係である。両者がどのようなかたちで結びついていたのか、その全容を解明するには準備不足を告白せざるを得ないが、ここでは限られた史料のなから、その一端をさぐつてみたいと思う。

## 一、ウツドストック・パーク

ドゥームズデイ・ブックによれば、ドゥームズデイ調査当時、ウツドストックはショットオウヴァ、ストウツド、コーンベリ、ウィッチウツドとならんで、王直轄のフォレストのひとつに数えられ、レジナルドなる人物がそこからあがる全収入に代えて年間一〇ポンドを―請負料として―王に納付していた。<sup>(7)</sup>このことは、これらの地域が法的な意味でのフォレストに指定されたということの意味しているにすぎず、必ずしも連綿とつづく樹林帯の存在を示唆するものではない。とはいえ、ウツドストックから半径三マイル以内に森林 (*wood*) 及び森林地なしはその開墾地 (*leah*) を意味する地名が、一三世紀半ば以前に八つもあり、そのうち三つがノルマン征服前のものであるところから、ウツドストックの周辺が鬱蒼とした森に覆われていたことは想像に難くない。<sup>(8)</sup>それはウツドストックの古名 'Wudestoc' (紀元一〇〇〇年頃) から窺える。<sup>(9)</sup>

ウツドストック・パークは一一一三年頃、ヘンリー一世(在位一一一〇～三五)によって創設された。その正確な大きさを算定することは困難であるが、周囲の長さは約七マイル(約一一・三キロメートル)であったといわれている。<sup>(10)</sup>ウイリアム・オブ・マームズベリによれば、ヘンリー一世は異国の動物にたいそう興味を示し、諸国の王からライオン、ヒョウ、オオヤマネコ、ラクダなどを贈与してもらい、パークの一角で飼育していたという。アフリカ産のヤマアラシもいたが、これはウイリアム・オブ・モンペリエから贈られたものであった。<sup>(11)</sup>

当然のことながら、パークの広さはパークによってかなり相違があった。たとえば、ウイルトシャのサバナク・パークは約一六〇〇ヘクタール、ウインザー・パークは約一二〇〇ヘクタールの広さをもっていた。ウツドストック・パークはオックスフォードシャ最大のパークで、現在のプレニム・パレスに比べると規模は小さいが、それでも少なくとも

(3) パークの中世的効用—ウツドストック・パークを事例として—

四〇〇ヘクタールの広さを有していたと推定されている。中世パークの平均的な面積は一〇〇〜二〇〇エーカー、換言すれば、四〇・四六〜八〇・九三ヘクタールとされているが、これはあくまでも平均値にすぎない。面積二ヘクタールほどの小さなパークでも、約四〇頭のダマジカを飼育することが可能であるといわれている。<sup>(12)</sup>

中世のオックスフォードシャーには少なくとも三四のパークが存在していたことが確認されているが、ウッドストック・パークは規模の点でも重要性の点でも他を圧倒していた。パークは通常、先端の尖った杭を並べた木柵で囲い込まれていたが、ウッドストック・パークの周囲には石壁が巡らされていた。ウィルトシャーのデイヴァイジズにあった王のパークも石壁で囲まれていたが、こうした石壁のパークはまれであり、例外的といつてよい。<sup>(13)</sup> ウッドストック・パークの場合、周囲に巡らされた石壁の高さは約一メートル五〇センチ〜二メートルであったと推定されている。<sup>(14)</sup>

石壁の維持・修復は、いつの時代にあっても大きな問題であった。ヘンリ二世治世第一年度（一一六四〜五年）の財務府記録簿には、ヘンリ一世が建造したとされる壁の修築工事に三〇ポンドを費やした旨の記載がみうけられる。<sup>(15)</sup> おそらく、当時の壁の大部分は石造りであつたらう。

一三世紀になると史料も増大する。たとえば、一二三二年にはオックスフォードシャーのシェリフに対して、ウッドストック・パーク近在の土地所有者がシカによって甚大な穀物被害を被っているためパークを囲い込むよう命令が出されている。<sup>(16)</sup> こうしたこともあつてか、その翌年にはウッドストック・パークの管理人は、家畜その他の動物がパークに入りするのを防ぐため近隣の村民を徴用して石壁の穴をふさぐよう命じられている。<sup>(17)</sup> また、一二五〇年にはウッドストックの町を背景に石壁をつくり、他の場所の石壁を修繕するよう命令が出されている。<sup>(18)</sup> 一三世紀を通じて、パークの石壁はしばしば修築されたが、そのために近在のマナの借地人たちは献金もおこなった。たとえば、一二五二年にはウートン・マナの王のすべての借地人たちはウッドストック・パークの壁を囲うため、「援助金として」(in auxilium) 一〇〇シリングの献金をおこなっている。<sup>(19)</sup> パークの周囲に巡らされた石壁の維持は、近在の村民にとっては経済的にも

大きな負担であったにちがいない。

ウッドストック・パークの石壁には石灰も使用された。一二五五年にはストーンズフィールド・ウッドで二本のオークが、またブロックサム・ウッドで三二本のオークがそれぞれ伐採され、石灰を作るための燃料として使われた。石灰作りのため相当数のオークが消費されたことが窺える。しかしながら、同年、ハンバラ、ブレイドン、クーム、ストーンズフィールド、ウートンといった王の直轄村民は、パークの壁はしかるべく囲い込まれておらず、窯で焼かれた石灰もパークの壁に適切に使用されなかった、と異口同音に不満をもらした。さらに、石灰の一部はパークの壁に塗られたものの、その白壁は直ぐに崩落し、残りの石灰は他の工事のために王宮に運ばれたという。<sup>(20)</sup> 建築資材としての石灰は期待されていたほど有効ではなく、また一部の石灰は当初の目的とは異なる用途に供されたようである。

## 二、パークのシカ

中世のパークは、一般には領主の遊獵たるシカ狩りの場と捉えられているが、食料（シカ肉）貯蔵庫としても重要な役割を担っていた。

そもそも中世のウッドストック・パークには何頭のシカがいたのか、その数を算出するのはむづかしい。一説によると、一二三〇～一三〇〇年の間、同パークではゆうに一〇〇〇頭を超えるシカが捕獲されていた。だが、頭数は明確ではないが、毎年のように聖俗寵臣に対して同パークからシカが贈与されたので、ウッドストック・パークでは一〇〇〇頭をはるかに上回るシカが飼育されていたものと思われる。シカの頭数に関する史料初出は一五七七年であるが、当時パークのシカの管理官を務めていたヘンリー・リーは、二〇〇〇～三〇〇〇頭のシカの群れを飼育・管理していた。<sup>(21)</sup>

(5) パークの中世的効用—ウッドストック・パークを事例として—

一三世紀の諸史料によれば、王は例年九月から翌年の五月にかけて一連の令状を発給し、王の狩人たちにシカを捕獲し、塩漬けにして王の所在する宮廷に配送するよう命じている。<sup>(22)</sup>一例を挙げれば、一二五五年にはウッドストック・パークで二〇〇頭の雌のダマジカが捕獲され、塩漬けにするのに一二シリング八ペンスの費用を要している。<sup>(23)</sup>この時には「王の騎士」(miles regis)たるロバート・ド・メアーズ<sup>(24)</sup>がウッドストック・パークに派遣され、ウッドストックの代官たちは必要に応じてロバートに助言と支援を与えるよう命じられた。さらに代官たちはロバートが捕獲したシカを塩漬けにし、そのうち半分はクリスマス用にウインチェスタまで、残りの半分は聖エドワードの祝日の祝宴に合うようウエストミンスタまで、それぞれ運ぶよう手配しなければならなかった。ウエストミンスタには遅くとも聖エドワードの祝日の前日には届くよう、遅滞なく搬送することが求められた。運ばれたシカ肉は、王の食料貯蔵室長に引き渡されることになっていた。<sup>(25)</sup>

王から派遣され、シカの捕獲の責務を帯びたロバートは、ノーサンプトン・パークではダマジカ三〇頭の捕獲を命じられた。また、同ロバートはノーサンプトンシャに所在するフォレストで七〇頭のダマジカを捕獲するよう命じられている。その際には、同州のシェリフが助言と支援を与え、ロバートによって捕獲されたシカを塩漬けにしてウエストミンスタまで運ぶ手はずを整えることになっていた。<sup>(26)</sup>

さらに、ロバートは同年ノーサンプトンシャの王のフォレストで七〇頭のダマジカを捕獲するよう命じられ、再び同州に派遣された。この時にはスタムフォード橋とオックスフォード橋の間のフォレストを管理していたヒュー・ド・ゴールディングラムと協働でシカの捕獲に従事することになっていた。捕獲されたシカはフォレスト管理官ヒューが塩漬けし、ウエストミンスタまで搬送するよう手配した。<sup>(27)</sup>

これらの事例では、王の騎士たるロバート・ド・メアーズは「王の狩人」として、ウッドストック・パーク、ノーサンプトン・パーク、そしてノーサンプトンのフォレストにおいてシカの捕獲に従事している。祝宴を前に宮廷からウッ

ドストック・パークに派遣され、シカの捕獲を命じられたこのロバート・ド・メアーズなる「王の騎士」は、ことによるとかの *Constitutio Domus Regis* にみられる王の狩猟スタッフ *‘Milites venatores’* に該当する「王の狩人」であったかもしれない。<sup>(28)</sup>

右にみたように、ロバートが指揮を執り捕獲したシカを塩漬けにし、おそらくはその後樽詰めして、所定の目的地まで運搬する責任を負ったのは、パークの管理人たる王の代官であり、州のシェリフであり、また王のフォレストであった。実際に大量のシカを捕獲し、塩漬けにして搬送するとなると、大勢の人員を要したであろうが、詳細は不明である。別の例を挙げると、一二九八年ウッドストック・マナの荘司はウッドストック・パークで一〇〇頭の雌のダマジカを捕獲するよう命じられている。この時には捕獲したシカを二〇頭ないしは三〇頭毎に塩漬けして樽に詰め、王の到着に間に合うようヨークまで送り届けるよう命じられた。ヨークでは、王の食料貯蔵室長に引き渡すことになっていた。<sup>(29)</sup>

王のフォレストでは、王の狩人は一度に何百頭ものシカを捕獲するよう命じられることがあった。たとえば、イングルウッド・フォレスト（カンバーランド）の場合、一二三四年七月に二〇〇頭、一二四六年に一〇〇頭、同年に再び一〇〇頭、一二五一年に二〇〇頭、一二五五年に一六〇頭のアカジカを、それぞれ捕獲するよう命じられた。<sup>(30)</sup> 同フォレストは、一三世紀半ばにはアカジカの宝庫であったといつてよい。

マイルソンによれば、ウッドストックと同様、王のパークであったヘイヴァリング・パーク（エセックス）は約一〇〇〇エーカー（約四〇五ヘクタール）の面積を有し、一三世紀初期にエセックス南東部にあった一万エーカー（約四〇五〇ヘクタール）のフォレストと同程度のシカ肉一年間約四〇頭のダマジカを産出した。<sup>(31)</sup> マッキントッシュによれば、ヘイヴァリング・パークでは五〇〇頭以上のシカを収容・飼育することが可能であったという。一二三〇～一二五九年の間、同パークでは王の令状に基づいて一四〇〇頭のシカが捕獲され、加えて二〇〇頭のシカが生きたまままで王の家臣に贈与された。一方、ヘイヴァリング・パークを上回る面積を有するエセックスのフォレストから一二三〇～一二五九

(7) パークの中世的効用—ウッドストック・パークを事例として—



年に捕獲されたシカは約七〇〇頭にすぎなかった。<sup>(32)</sup>

ウッドストック・パークの面積はヘイヴァリング・パークよりもやや小さいが、シカ肉の産出量の点では両パークとも王のフォレストを上回っていた。まさにパークは「食肉貯蔵庫」であった。

シカは修道院や寵臣への贈物としても重宝された。たとえば、一四四四年アビンドン修道院は、ヘンリ六世より毎年ウッドストック・パークから四頭の雄のダマジカと二頭の雌のダマジカを、またコーンベリ及びベックリの両パークから二頭の雄のダマジカと一頭の雌のダマジカを受領する権利を授与された。これは同修道院がかつてウインザー・フォレストにおいて保持していたシカの狩猟権に取って代わるものであった。ウインザーからアビンドンまでは相当の距離があり、ウインザーから運ばれてきたシカは季節はずれのもが多かった。そのためアビンドン修道院は甚大な損害をこうむっていたのである。<sup>(33)</sup>アビンドン修道院は近在のパークにおける代替の権利を獲得することで、大きな損失を回避できたものと思われる。ゴッドストウ女子修道院もウッドストック・パークからシカの贈与を受けていた。<sup>(34)</sup>

王のフォレストに生息するシカは生きたまま捕獲され、しばしば王の寵臣たちのパークに提供された。<sup>(35)</sup>ウッドストック・パークは大規模な王のパークであったため、王のフォレスト同様、生きたシカの重要な供給源となっていた。

オックスフォードシヤ全体で見ると、同州の中部および西部にあるパークは、主にウィッチウッド・フォレストもしくはウッドストック・パークからシカの提供を受けた。たとえば一二〇三年、ジョン王は自らの支持者で国王裁判官もつとめたジェラード・ド・キャンヴィル（一二一五年頃没）にウッドストックから雄のダマジカ一〇頭と雌のダマジカ四〇頭を贈与したが、これはジェラードがミドルトン・ストーニにもっていたパークを補充するためであった。また、一二八〇年エドワード一世はヘンリ・ド・レイシに対して、ド・レイシ所有のミドルトン・ストーニ・パークのためにウッドストックから雌のダマジカ一五頭を贈与した。さらに一二九五年、ド・レイシは雄のダマジカ六頭と雌のダマジカ一〇頭をウッドストック・パークから受領したほか、ウィッチウッドやベックリからもシカの贈与を受けている。<sup>(36)</sup>

オックスフォードシヤの南東部に所在するパークは、おもにウインザー・フォレストからシカの提供を受けた。たとえば、一二三三年ヘンリ三世はペンブルック伯ウィリアムに対して一〇頭の生きたシカをウインザー・フォレストから贈与している。それらのシカは同伯がキャヴァシヤムに所有していたパークに運ばれた。同様に、一二三三年ヘンリ三世は雄のダマジカ二頭、雌のダマジカ一〇頭をヒュー・ド・ガーニーに贈与したが、それらはヒュー所有のメイプルダラム・パークに送られた。<sup>(37)</sup>

もう一つのシカの源泉は、バーンウッド・フォレストの中心部に位置するブリルの森にあった。ヘンリ三世は一二二九年、この森からコーンウォール伯リチャードにベックリ・パークに供給すべく雌のダマジカ一〇頭を下賜している。ブリルは王の直轄マナで、バーンウッド・フォレストの行政的中心でもあった。かつてエドワード証聖王は、そこに狩猟館を建立し、ウルトシヤのチツペナムにあつた王有林でシカやイノシシ、あるいはノウサギ狩りに興じていたとい<sup>(38)</sup>う。

パークがシカの生息する森に隣接していた場合、パークの周囲にはしばしば「シカ越え」(salatorium)が設置された。これは、いかなれば一方通行のゲートで、シカは周囲の森からパーク内に容易に入り込むことができたが、ひとたびパークに入るや、その外には出られない仕組みになっていた。シカ越えの形態はさまざまであるが、一般的には先端の尖つた杭を並べた背の低い木柵で、横木が据えられていた。パークの内側はえぐられ、幅の広い窪地がつくられていた。<sup>(39)</sup>シカの跳躍力はめざましく、幅六メートル、高さ三メートルの障害物を飛び越えることができるといわれている。それゆえ、どのパークも堅固な木柵を備えた盛土で囲まれ、内側には壕が巡らされていた。<sup>(40)</sup>ひとえにパーク内で飼育しているシカの逃走を防ぐためである。

王以外のパーク所有者がシカ越えを設置する場合、王の許可が必要とされた。シカ越えを設置すれば、王のフォレストからパークへとシカが移入する可能性は高くなる。そのためシカ越えの建設は厳重に規制され、パーク建設に当たつ

ては、シカ越えの設置を明確に禁止している場合もあった。<sup>(10)</sup> ウッドストック・パークの所有者は王自身であったため、  
いうまでもなく許可は不要であった。一二五一年、ヘンリ三世はウッドストック・パークにシカ越えを設置するため、  
パークの外側にある森 (*boscus forinsecus*) からオークを伐り出すよう命じた。<sup>(11)</sup> 一二五六年にはウッドストック・パー  
クとウィッチウッド・フォレストの間に設置されているすべてのシカ越えを来たる聖母被昇天の祝日 (八月一五日) ま  
で開放し、シカが自由に出入りできるようにせよ、との命令が発せられた。<sup>(12)</sup> 同年同日には後述するように多数の諸侯が  
ウッドストックに参集することになっていたことを考慮すると、シカ越えの開放措置命令は祝宴用シカ肉の確保が目的  
だったものと推察される。シカ越えの開放はウィッチウッド・フォレストからウッドストック・パークへのシカの流入  
を促進したにちがいない。エドワード一世治世期の一二三〇一年にも二つのシカ越えを設置するよう命令が発せられてい  
る。<sup>(13)</sup>

こうして、王は周囲のウィッチウッド・フォレストから野生のシカをパークに補充していたのである。シカ越えは  
パークとそれに隣接するフォレストとの密接な関係を示す典型的なものとして興味深い。

### 三、パークの樹木

パークはシカ肉の供給源であると同時に、樹木の供給源でもあった。ウッドストック・パークにおいて明確に同定で  
きるほとんど唯一の樹木はオークである。オークには二種類——*pendunculata oak* (*quercus robur*) 及び *sessile oak* (*quercus*  
*petraea*)——あったが、事実上両者は見分けがつかず、中世にあつては同じ属性をもつものと見なされた。

古くからあるのは広葉樹のヨーロッパ・オークである。学名は「硬いナラ」を意味する *quercus robur* で、英名

pedunculate oak は「花梗かこうのあるオーク」の謂である。通常、オークといえばこの種のオークを指し、English oak ないしは common oak とも称される。建造物の骨組みとして利用されたオーク材で、最も需要があったのは樹齢六〇〜一〇〇年のものであった。<sup>(45)</sup>

ウッドストック・パークの樹木はウッドストック在の王宮建築に使用されたが、当初から同パークの樹木だけでは需要を満たすことはできなかったようで、ウインザー・フォレストから建築資材の一部を取り寄せている。その証拠にヘンリー一世治世第三二年度(一一二九〜三〇年)の財務府記録簿には、ウッドストックにある王館の屋根葺き用のかわら板及び木舞に四七シリングを要したことが記されている。<sup>(46)</sup>

ウッドストック王宮のホールはヘンリー三世(在位一一二六〜七二)治世期に大規模な増改築がなされるが、ウッドストック・パークはそのための建材を提供した。たとえば、一二三二年にはウッドストック王宮のポーチを建造するためパークにあった三本のオークが伐採された。また、一二五六年には王宮で使用される木舞用のオーク四本がパークから提供された。<sup>(47)</sup>一二四一年、ヘンリー三世はすべての建造物を地元産の薄石板で葺くよう命じたが、そのために何千本もの木釘が必要とされた。たとえば、一二六五年には王の執事の館にあるいくつかの部屋とホールの屋根を葺くため二千本の木釘が使用されたといわれている。<sup>(48)</sup>

パークの外からも木材は提供された。一二五一年、ウィッチウッド・フォレストは王宮の鐘楼(clocherium)を建造するのに必要なオークを提供し、その翌年には新しい部屋(nova camera)を一室、差掛小屋(appenticio)を二棟、そして石工の作業場(astellaria)を一つ作るための建材を提供した。<sup>(49)</sup>また、バーリの森及びピンズリの森からは一二二六年に垂木三〇本、厚板四枚、壁板四枚がウッドストックに持ちこまれた。バーリの森からは一二五六年にも一〇本のオークが搬入されている。<sup>(50)</sup>

ウッドストック王宮には、外材ぐわいざいも使われた。一二三三年の記録に見られる腰板は、バルティック海方面から持ち込

まれたものと推測される。当時、節目のない木材はイングランドよりもバルティック海沿岸地域で豊富に産出されたのである。それらの腰板は、王宮の室内壁面の板張りに使用された。また、王の寝室のよろい戸に使用されたモミの木の厚板は、明らかに海外から持ち込まれたものである。というのも、モミの木は外来種で、イングランドには自生していなかったからである。<sup>(51)</sup>

ウッドストックのオークはオックスフォードにある修道会や修道院にも贈与された。一二七五年、ゴッドストウ女子修道院は一五本のオーク、カルメル托鉢修道会及びオースティン托鉢修道会はそれぞれ一〇本のオークを受領した。その二年後にはオックスフォードのドミニコ修道会が六本のオークを受領している。<sup>(52)</sup>

ウッドストック・パークは他の王宮や王城にも建材を提供した。一二七二年にはオックスフォードにあったボーモント王宮の大広間に使われる梁 (*copula*) 材として二本のオークがウッドストック・パークから運ばれ、一二七五年にはバッキンガムシャのブリルにあった王のマナ・ハウス (荘館) に柿板(しげい)を提供するためウッドストックから木材が送られた。一二八三年にはオックスフォード城の普請のため四本のオークがパークから調達された。<sup>(53)</sup>

ウッドストック・パークの樹木は家具材としても使われた。たとえばオックスフォードシャのシェリフはポーモント王宮内の食卓、長椅子、背なし腰掛けを製作するため、一二六四年に三本のオークを入手した。また、オックスフォードのドミニコ会修道士たちの食卓にはウッドストック・パークのオーク材が使われた。<sup>(54)</sup>

パークの樹木は、周辺住民の生活に必要な不可欠の燃料を提供した。パーク周辺の住民は燃料用の枯木ないしは木材を採取する採木権を保持していた。一二七九年のハンドレド・ロールによれば、ブレイドンの借地人たちはウッドストック・パーク内にあるロウミードと呼ばれる採草地で草を刈り、パーク内で干草を集め、運搬する義務を負っていたが、その見返りとして小枝一束 (*unum fasciculum*) を持ち帰ることが認められていた。<sup>(55)</sup> また、ウッドストックの司祭は役得としてウッドストック・パークの木材を燃料用として受け取った。<sup>(56)</sup>

パークの燃料用木材の最大の消費者は、ほかならぬウッドストックの王宮であった。とりわけ王が滞在期間中は薪が不足したものと思われ、たとえば一二三三年には薪不足を補うため、ウィッチウッド・フォレストから伐り出した粗朶(busca)で木炭を製造し、王の訪問前にウッドストックに搬入するよう命じられている。<sup>(57)</sup>一二四〇年にはウィッチウッドのフォレストならびにヴァーダラ(州選出のフォレスト官吏)に対して、ウッドストックの代官が王の「燃料用に」(ad arandum)粗朶を採取し、ウッドストックまで運搬するのを認めるよう命令が出されている。<sup>(58)</sup>パーク内の薪不足を隣接する王のフォレストからの補充でまかなっている点が注目される。

一二五六年には荷車五〇〇台分の粗朶と大量の木炭などがウッドストック王宮に送られた。<sup>(59)</sup>これらの燃料は同年の聖母被昇天の祝日(八月一日)に備えたものとされているが、具体的にはスコットランド王アレクサンダー三世一行のウッドストック訪問に際して開催された歓迎会のためであったと思われる。年代記者マシュー・パリスによれば、このときウッドストックには多数の聖俗諸侯が招集され、参集者はウッドストックの森や野原に天幕を張って野営し、オックスフォードの町や近在の村々も賓客で溢れていたという。<sup>(60)</sup>

一二五六年の聖母被昇天の祝日に合わせて、いくつかの州はウッドストックに大量の食材を送付するよう命じられている。たとえばバッキンガムシャのシェリフは、小麦五〇クォータ、豚三〇頭、猪五頭、羊一〇頭、雌鶏四〇〇羽、家禽一〇〇〇羽、小鳩三〇〇羽、雄鶏七五羽、鶯鳥五〇羽、オート麦五〇クォータを送るよう命じられており、他州のシェリフにも同様の命令が発せられているところから、これらの食材の調達は同年同日に予定されていたスコットランド王の歓迎会に備えたものであったと推察される。正確な人数は不明だが、史料に記された食材の量の多さから推して、この式典にはかなり大勢の聖俗諸侯が参集したものと思われる。

木炭は燃料としては木材よりもあらゆる点で優れていたが、木炭が家庭用燃料として社会的に受容されるのは、一六世紀後半になってからのことである。<sup>(62)</sup>木炭の製造と運搬にはそれ相応の経費を要した。それゆえ木炭を燃料として利用

したのはおそらく富裕層に限られていたであろう。たとえば、一三八五～六年、フラムリンガムのパークではウィリアム・コリア William Colyere によって木炭が製造され、フラムリンガム城に運ばれた。この木炭製造人の名前は、木炭製造がウィリアムの専従の仕事であったことを示唆している。<sup>(63)</sup> フォレスト村落の小農民の多くは、たとえばフォレストの業務を手伝う見返りに木炭製造を副業として行っていた。一二七二年、ウィッチウッド・フォレストの三つの村落の住民が違法に木炭を製造したかどで投獄されたが、それは事前にフォレストの許可を得ていなかったためである。<sup>(64)</sup> フォレスト地域にあつては、木炭製造も嚴重に規制され、無許可の製造は処罰の対象となつたのである。

シカと同様、燃料用の樹木や粗朶についても、受領者の中では修道院や修道会が群を抜いていた。オックスフォードのドミニコ会修道会は一二七五年に四本、その翌年にはさらに六本、一二七七年にはさらに六本の樹木をそれぞれ贈与された。また、コールド・ノートン修道院は一二七七年、ウッドストック・パークから荷車三〇台分の粗朶を受け取つている。<sup>(65)</sup>

樹木の若枝や若葉、あるいは蕁<sup>つた</sup>はシカの貴重な餌となつた。餌の確保はパークの重要な問題であり、ヘンリ二世治世第一二年度の財務府記録簿にはウッドストック・パークのシカのために干草が購入されたことが記されている。同様に、ノーサンプトンの王のパークでも干草が購入されている。<sup>(66)</sup> とりわけ冬場の餌の確保はゆゆしき問題であつた。たとえば、一二七九年ブレイドンの村人は冬に三日間蕁をパークにまき散らし、その見返りとして手斧で持ち上げる事ができる分量の小枝を二束持ち帰ることができた。ブレイドンのみならず、クーム、スタントン・ハーコートといった王の直轄村は、冬期に数日間雪が降り続いたときには、ウッドストック・パークでシカの餌となる若枝や若葉、あるいは蕁などの草木を採集し、パークの随所にまき散らなければならなかつた。これは王の直轄村民に課せられた義務でもあつた。<sup>(67)</sup> 一三六九年の史料では、スタントン・ハーコートの村民は、聖ミカエルの祭日（九月二九日）からマリアへのお告げの祭日（三月二五日）までの期間中、地面に降り積もつた雪が三日間溶解しない時はいつでも、シカのためにウッドス

トック・パークで下生えを採取する奉仕義務を負っていた。<sup>(66)</sup> この奉仕は少なくとも史料上では、一六世紀まで続いていた。<sup>(67)</sup>

パークにおけるシカの飼育と世話は経費のかさむ仕事であった。パークで飼育されていたダマジカは外来種で、寒冷のブリテン島ではとりわけ冬期の世話は困難を伴った。少なくとも一二世紀半ばより、冬期は避難小屋を建て、干草の準備をおこなっていた。一三七八年のミクルマスから一三八〇年のミクルマスまでの二年間で、ウッドストック及びコーンベリーの両パークではシカの飼料として荷車三四〇台分の干草が使われ、一七八台分の干草が納屋に残されていた。一三七八年九月から翌年九月までの一年間に、シカの飼料として荷車一八〇台分の干草が消費されたが、その代金は総額三一ポンド一〇シリングであった。これに運搬費、納屋での積み上げ作業費などが加算され、総経費は三八ポンド五シリング一ペンスにのぼった。<sup>(68)</sup>

ウッドストック・パークに限らず、他のパークの事例をみても、建材や粗朶は中世パークの重要な産物であった。たとえば、一二八一年にはコーンベリ・パークから四本のオークがブルーアーン修道院長に贈与されている。同修道院は一四七七年にニコラス・バセットによって創建されたシトー会修道院である。一三六二年にはウインザー城の普請のためにクーム・パークから建材が購入された。また、ベックリ・パークでは一三世紀を通じて建材のみならず粗朶、下生え、風倒木などが産出され、売却されていた。一四二〇年代、アビンドン修道院はラドリ・パークから大量のサンザシと薪材を荷車で搬出していた。一四五七年、ヘンリ六世はオックスフォード大学のオール・ソウルズ・カレッジ建築のためにベクリ・パークから一二本のオークを贈与した。<sup>(69)</sup>



#### 四、家畜の放牧

周知のように、豚は秋の一定期間、森に放牧・飼養された。ウッドストック・パークもその例外ではなかった。一二七九年には二ポンド一〇シリングの放豚料が王の収入として計上されている。ここからウッドストック・パークでは少なくとも六〇〇頭の豚が放牧されていたものと推測されている。<sup>(72)</sup>

一二五四年にウッドストックの陪審員たちがおこなった証言によると、ウッドストック・マナの荘司ジョン・オブ・ハンバラは、同パークで四〇頭の豚を飼養していた。ブレイドンの教区司祭は四頭、さらに遠方に居住する他の二名も、それぞれ一〇〇頭、二〇頭の豚をウッドストック・パークで放牧していた。それゆえ、同年には総数一六四頭の豚が放牧されていたことになる。

パークでは豚以外の家畜も放牧されていた。たとえば、上述したジョン・オブ・ハンバラは一二五四年、七〇頭の雄牛と一二頭の乳牛を同パークで放牧しており、ブレイドンの教区司祭は六頭の雄牛を放牧していた。ジョン・ケメンタリウスは八頭の雄牛と四頭の馬を、またステイーヴン・ポーソンは一六頭の雄牛をパークで放牧していた。<sup>(73)</sup>

一二四〇年、ウッドストックの王の代官はアビンドンの市場で王のために雄牛六〇頭を買い求め、更なる命令が下されるまでウッドストック・パークで飼育しておくよう命じられた。<sup>(74)</sup> 同年、ウッドストックの王の代官たちは、ウッドストックで飼育していた五八頭の雄牛と二六六頭の羊を屠り、十分に塩漬けた上で王の食料貯蔵室に運ぶよう命じられているが、これらの雄牛はアビンドンの市場で仕入れたものと推測される。<sup>(75)</sup>

ウッドストック・パークには、馬の飼育・繁殖場や鷹巢もあった。馬の飼育場・繁殖場に関する史料は数多くみうけられる。<sup>(76)</sup> 鷹巢の存在については、一二五〇年の史料より明らかであるし、一三五七年には複数の鷹がウッドストックに

送付されている。<sup>(76)</sup>鷹匠とおぼしきスタントン・ハーコート(76)のヘンリ・ド・ラ・ウエイドは、冬に一羽のシロハヤブサを王に献上する奉仕義務を負っているところから、鷹狩は冬期によくおこなわれたのかもしれない。

パークではドングリが採集され、一二五二年には採集されたドングリは四〇シリングで売却されたという。ただし、その量は不明である。一二五四年にはウッドストック・マナの莊司の下で少女たちが一週間にわたってドングリを採集したが、その価値は四シリングであった。<sup>(80)</sup>

ウッドストックの町とパークの間には堅牢な門があり、住込みの門番が昼夜、監視の目を光らせていた。一二六七年の記録によると、この門番は二ペンスの日当と衣服代として年に半マルクを受け取っていた。<sup>(81)</sup>ウッドストック・パークで上述した少女らが一週間にわたって採集したドングリは、貨幣換算すると、ウッドストック門番の日当の三週間分に相当する。

樹林地の減少に伴い、特定の家畜、とりわけ羊や山羊は次第に共同放牧地から排除されるようになった。というのも、羊や山羊には樹皮を剥ぎ、若芽を喰いちぎる習性があったからである。一二三二年、ウッドストック・マナのストーンズフィールド、クーム、ハンバラの村民はこうした共同放牧地からの排除に抗議し、ヘンリ三世に請願を提出した。父王ジョンの時代にはウィッチウッド・フォレストで山羊を放牧することを認められていたが、現今その権利を剥奪されているというのが彼らの言い分であった。<sup>(82)</sup>ちなみに、ウッドストックの王領マナとその七つの直轄村（ストーンズフィールド、クーム、ハンバラ、ブレイドン、ウートン、ホードリ、ウッドストック）の村民は、ウィッチウッド・フォレストにおいて古来の共同放牧権を行使していた。<sup>(83)</sup>

## 五、養魚池

養魚池はパークに不可欠の付属施設であった。いうまでもなく魚類は貴重なタンパク源であったし、養魚池は家畜の水場としても利用された。<sup>(84)</sup>

ウッドストック・パークについて言えば、ヘンリ二世治世第九年度の財務府記録簿に、同パークの養魚池の修繕に七ポンドを要した旨の記載がみうけられる。<sup>(85)</sup>一二二七年には王の養魚池の修繕目的でノーサンプトンのセント・ジェイムズ教会の助修士ブラザー・ラルフがウッドストックに派遣されているが、ポンドによれば、これ以降一三四〇年頃までウッドストックの養魚池に関連する記事が諸史料に登場する。<sup>(86)</sup>

一二四二年、ウッドストックの王の代官はパーク内にある二つの養魚池を結ぶ堤道で、修繕すべき箇所があれば、当該箇所を修繕するよう命じられた。一二五二年にはウッドストックの建築工事責任者であったジョン・ド・ハンバラ及びピーター・ド・レイは王の庭園に第三の養魚池を造成するよう命じられている。一二五六年には庭園内に造られた養魚池は垣根で囲い込まれるべきこととされた。<sup>(87)</sup>一二五九年には養魚池に浮かべる一艘の小舟 (*batellum*) を建造するたぬ良質のオークを一本伐り出すよう、パークを管理する王の代官が発せられているゆえ、比較的大きな養魚池もあつたものと思われる。ちなみに、一二三九年にはウッドストック・パーク内のエヴァズウエルに庭園 (*herbarium*) を造るようウッドストック・マナの管理人に対して命令が出されているところから、上述した第三の養魚池もそのあたりに造成されたものと推測される。一二六四年にはこの庭園に植栽するセイヨウナシの若木を一〇〇本購入するよう命令が出されているが、これはウッドストック・パークにおける植樹に関する唯一の史料であるといわれている。<sup>(89)</sup>

養魚池に関する史料は多岐にわたるが、養魚池の維持と修繕に関する記録は定期的のみうけられる。たとえば一二五

二年には、「新たに壊れた」(de novo drivite sum) 生簀の堰を修繕するためウィッチウッド・フォレストから必要量の建材が提供された。<sup>(95)</sup>

養魚池で飼育されていた魚類はパークによって異なるが、ウッドストック・パークの場合は、カワカマス(カワカマス科)とウナギであった。これに対して、たとえばウースタシヤのフェクナムの養魚池では、ブリーム(コイ科)しか飼育されていなかった。一三世紀半ば、ウィンザー・パークにあった複数の養魚池には、カワカマスのほかにロウチ(コイ科)やパーチ(ペルカ科)といった淡水魚が生息していた。<sup>(96)</sup>

一二四〇年代にはウッドストック・パークの養魚池で飼育されていたウナギが多量に売却され、一二四一年にはウッドストックの生簀に放流すべく一〇〇〇匹のカワカマスをあらゆる所から入手・購入するよう王の代官に命令が下された。カワカマスの補充は適宜おこなわれていたようで、一三〇一年にはウッドストックのいくつかの池に放流するため五〇〇匹のカワカマスが購入されている。さらに三年後の一三〇四年には王の代官はさらに一〇〇匹の大物カワカマスを入手すべきこととされた。<sup>(97)</sup>

一二五三年王によって派遣された漁師ウイリアムは、ウッドストックの王の養魚池で六匹のカワカマスを捕獲するよう命じられている。この時には、捕獲したカワカマスを塩漬けにし、遅延なく王のもとへ届けるようウッドストック・マナの管理人たちに指示が出ていた。<sup>(98)</sup> ウイリアムは一二七二―七三年にもウッドストックの生簀から魚を捕獲するよう命じられている。王から派遣されたウイリアムは、ことによると宮廷付き漁師で、パークの現場にいる漁師とは区別されるべきものかもしれない。

一二五六年にはマールバラにある王の養魚池で六〇匹のブリームが捕獲され、ウッドストックに送られたが、これらの魚は池に放流するためというよりは王の祝宴用であったように思われる。上述したように、同年の聖母被昇天の祝日にはウッドストックに多数の聖俗諸侯が招待されており、いくつかの州がそれに合わせてウッドストックに大量の食材

を送り込むよう命じられていた。マールバラの養魚池からのブリーム六〇匹もそのひとつであったと思われる。

一二七二年、オックスフォードの代官はウッドストックの二名の漁師に、王のためにおこなった漁の際に破損した魚網の修繕費として一〇シリングを支払うよう命じられた。<sup>(97)</sup> この二名の漁師は上述した王の漁師ウィリアムとは異なり、いかなればパーク付きの漁師であったように思われる。

シカや樹木と同様、養魚池の魚は贈与の対象となった。一二五一年、王の代官は王からの贈与物としてウッドストックの養魚池からカワカマス一匹をガイ・ドウ・ロッチフォードに与えるよう命じられている。<sup>(98)</sup>

養魚池では密漁も頻発した。たとえば、一二九八年にはジョフリー・ル・ステイードマンなる人物がウッドストックの養魚池で密漁をおこなったかどで逮捕され、王城であるオックスフォード城内の獄舎に収監された如くである。<sup>(99)</sup>

パークではシカやウサギも密猟の対象となった。たとえば一二九五年、ラルフ・ドウ・スレイプはウッドストック・パークにおいてシカを侵害したかどで投獄された。<sup>(100)</sup> また、一四一三年にはオックスフォード大学の学僧たちがパークに侵入してシカ、野ウサギ、穴ウサギを密猟し、不法妨害をはたらいたかどでパークへの出入りを禁じられている。<sup>(101)</sup> 養兔場はよくパークに設置されたので、ことによると当時はウッドストック・パークにも養兔場が設けられていたのかもしれない。

## おわりに

これまでみてきたように、ウッドストック・パークには樹林地、養魚池、馬の繁殖場、鷹巢、庭園、泉水、果樹園もあり、動物園すらあった。パークで産出された木材や木炭、魚類はウッドストックの王宮のために使用・消費されたほ

か、修道院や諸侯に贈与され、シカとならんで王の恩恵授与の源泉となっていた。ウッドストック・パークの機能は多種多様であり、その用途もさまざまであったことが窺える。こうしたことは、程度の差はあれ、本稿で言及したヘイヴアリング・パークやモウルトン・パークについてもいえることであり、近年の中世パークをめぐる議論では、おしなべてパークの多様な機能と用途を強調する傾向にある。<sup>(10)</sup>

ウッドストック・パークの周囲に所在する王の直轄村民は、パーク内の林間放牧地で豚をはじめとする家畜の放牧をおこなっていたが、他方でパークの囲壁の修繕・維持に従事していた。この点は他のパーク―例えばモウルトン・パーク―でも同様であり、多くのパークでは周囲に巡らされた木柵や石壁の修繕・維持は借地人たちの義務となっていた。<sup>(10)</sup> また、冬期におけるシカの餌の確保も王の直轄村民に課せられた義務であった。パークの維持には周辺住民の協力が欠かせなかったのである。

パークの多くはフォレストやチェイスの中もしくはその近くに存在していたが、それだけに両者の間には、密接な関係があった。ウッドストック・パークの周囲にシカ越えが設置されているところにもみられるように、同パークと隣接するウィッチウッド・フォレストはシカの確保を目的として相互に結びついていた。さらに両者の結びつきはシカにとどまらず、建材、燃料用薪材、そして木炭製造用の粗朶にまで及ぶものであった。同じオックスフォードシャーにあったウインチェスタ司教所有のウィットニー・パークが、創設時にウィッチウッド・フォレストからシカの提供をうけていた事実にもパークとフォレストの密接な関係はみてとれる。<sup>(10)</sup>

マイルソンが述べているように、中世のパークは何よりもシカの保護区として創設されたという事実を見失ってはならないであろう。史料で見える限り、パークは何よりも食用としてのシカ肉を産出するシカの飼育場であったとの印象を強く受ける。ラッカムの言葉を借用すれば、中世の大部分のパークは‘hunting park’ではなく、‘deer-farms’であったということになる。<sup>(10)</sup> 同様のことはフォレストにも当てはまるが、中世の王たちはフォレストやパークをシカの「貯蔵

所」(reservoirs)として利用していたのである。<sup>(11)</sup>

ラッカムも指摘しているように、シカ狩りそのものに関する史料は極めて乏しい。<sup>(12)</sup>だが、それだからといってパークやフォレストでは遊猟であるシカ狩りがほとんど全くおこなわれなかったと結論付けるのは早計であろう。シューマーが述べているように、狩りについては、あえてそれを書き留めておくべき理由がなかったというのが真相かもしれない。これに関連して、シカは種々の理由により文書史料の網のから抜け落ちる傾向にあるため、安易に過小評価されているというビレルの指摘も想起すべきであろう。このようにパークにおけるシカの存在理由についてはいろいろな見方があ

ることは確かであるが、総じていえば、パークはシカの猟場であると同時に食料貯蔵室でもあり、遊猟と食肉の双方を

提供したとみるのが妥当であろう。<sup>(13)</sup>

本稿でみたように、ウッドストック・パークのシカ肉はスコットランド王の歓迎会やクリスマスといった大きな祝宴の席で供された。ポンドは一二五六年に大量の燃料がウッドストックの王宮に運ばれた事実については言及しているものの、なにゆえにそれが必要になったのか、その理由についてはいっさい触れていない。筆者は、この年におけるすべてのシカ越えの全面的開放措置や多量の食材・薪炭の調達にスコットランド王アレクサンダー三世一行のウッドストック訪問とそれに伴う歓迎会に関係しているものと推察する。また、ウッドストック・パークのシカは塩漬けにされ、ヨークやウエストミンスターといった遠方にも運ばれたが、これは王のフォレストの場合と同様である。

中世のパークを「ハンティング・パーク」の一言で括ってしまうことは、パークの過小評価につながるおそれがある。ウインチェスタ司教のパークでも、パークの森林地は薪炭や建材の源泉であったし、養魚池や鳥類も貴重な食糧源となっていた。<sup>(14)</sup>シカは中世のパークにとって不可欠の要素ではあるが、その飼育は数ある用途の中のひとつでしかなく、必ずしも最も重要なものでもなかったのである。<sup>(15)</sup>

個々のパークの実態については、畢竟、実証的な個別研究によるほかないが、従来パークの副次的な役割として捉え

られてきた樹木の生産や家畜の放牧、あるいはパークの景観についても、改めてその意味を問い直して見る必要がある。本稿でみたように、中世のパークは多機能的であり、さまざまな用途に供せられた。パークが純然たる‘deer parks’であることはまれであったし、狩猟のためにのみ利用されたわけでもなかったのである。<sup>(10)</sup>近年の研究によれば、イーリ司教やリンカン司教といった高位聖職者が所有していたパークには広大な通景線があり、装飾性も兼ね備えていたという。<sup>(11)</sup>マナの周縁にある荒蕪地を利用したシカの猟園という従来のパークのイメージは、今や払拭されなければならない。

〔略語表〕

CCR : *Calendar of Close Rolls*

CFR : *Calendar of Fine Rolls*

CLR : *Calendar of Liberate Rolls*

CPR : *Calendar of Patent Rolls*

Cal.Inq.Misc. : *Calendar of Inquisitions Miscellaneous*

Cal.Inq.PM. : *Calendar of Inquisitions Post Mortem*

HR : *Rotuli Hundredorum temporibus Henrici III & Edwardi I in Turri Lond' et in Curia Receptae Scaccarii Westm.asservati*, Vol.

ii (ed. W. Illingworth, Record Commission, London, 1818)

PR : *Pipe Rolls*

Pipe Roll 31 Henry I : *Magnum Rotulum Scaccarii, vel Magnum Rotulum Pipe de Anno Tricesimo-Primo Regni Henrici Primi* (ed.

J.Hunter, Record Commission, London, 1833)

(20) パークの中世的効用—ウッドストック・パークを事例として—



RLC : *Rotuli Litterarum Clausurum* (ed. T. D. Hardy, Record Commission, London, 1833)

Testa de Nevill : *Liber Feodorum. The Book of Fees commonly called Testa de Nevill*, Part I, A.D. 1198-1242, London, 1920 ; Part II, A.D. 1242-1293, London, 1923.

VCH Oxford : *The Victory History of the County of Oxford*

J. Bond, 1981: J. Bond, "Woodstock Park under the Plantagenet Kings: the exploitation and use of wood and timber in a medieval deer park", *Arboreal Journal*, Vol. 5, pp. 201-213.

J. Bond, 1987: J. Bond, "Woodstock Park in the Middle Ages", in J. Bond and K. Tiller ed., *Blenheim : Landscape for a Palace*, Stroud, 1987, repr., 1997, pp. 22-54.

註

- (一) たじやせぢ' L.M.Cantor, "Forests, Chases, Parks and Warrens", in L.M.Cantor ed., *The English Medieval Landscape*, London, 1982, pp. 56-85 ; L.M.Cantor and J.M.Hatherly, "The Medieval Parks of England", *Geography*, Vol. 64, 1979, pp. 71-85 ; R.Muir, *The New Reading the Landscape : Fieldwork in Landscape History*, University of Exeter Press, Exeter, 2000, pp. 15-22 ; J.White, *The Medieval English Landscape, 1000-1540*, London, 2012, pp. 40-51 参照。

- (二) ラビットのイングリランドへの導入とラビット・ウォレン(養兔場)については、拙稿「中世イングリランドにおける飼兎」『学習院女子短期大学紀要』第三七号、一九九八年参照。近年のラビット研究としては、T. Williamson, *Rabbits, Warrens and Archaeology*, Stroud, 2007 が興味深し； Cf. Susan Oosthuizen, Review of 'Rabbits, Warrens and Archaeology' by Tom Williamson, *The Antiquaries Journal*, Vol. 89, September 2009, pp. 448-449.

- (三) L.M.Cantor, *op.cit.*, p.76 ; L.M.Cantor and J.M.Hatherly, *op.cit.*, p.71.

(4) 代表的なものとして、R.Liddiard, “The Deer Parks of Domesday Book”, *Landscapes*, Vol.4, 1, 2003, pp. 4-23. かつて筆者は獵園(パーク)の柵囲いに纏わる奉仕義務が「征服」前後においてみられること、換言すれば、「征服」前後で連続性が認められることを指摘した。この点については、拙稿「中世イングランドにおける御料林制度―国制史的観点よりみたその特質に関する二、三の考察―」『駿台史学』第八八号、八一―八三頁参照。

(5) B.Schumer, *The Evolution of Wychwood to 1400: Pioneers, Forests and Forests* (Leicester University Dept. of English Local History, Occasional Papers, 3rd ser.No.6), p.46 ; J.White, *op.cit.*, p.47 ; *Gesta Stephani* に「*hæle*」<sup>34)</sup>、*ヘンリー一世*はウッドストックに引き籠るのが常であったという。E.R.Potter, ed.and tr. *Gesta Stephani*, Oxford, 1976, pp. 138-9.

(6) 本稿のテーマに関連する論稿として、小山晃一「中世におけるウッドストックとその近辺」『北大法学論集』第一二一巻・第一号があるが、ウッドストック・パークに特化したものではない。

(7) J.Morris ed., *Domesday Book, 14 Oxfordshire*, Chichester, 1978, fol.154d. ; A.Williams and G.H.Martin ed., *Domesday Book, A Complete Translation*, Alecto Historical Editions, London, 1992, repr., 2003, p.424 ; *VCH Oxford*, Vol. 1, London, 1939, repr., 1970, p.375.

(8) M.Gelling, *The Place-Names of Oxfordshire, Part II*, Cambridge, 1971, pp.292-3 ; *Idem*, *Place-Names in the Landscape*, London, 1984, pp.227-8 ; J.Bond, 1981, p.201. ちなみに、「フォレスト」は王のシカ狩りのために指定された禁獵区(game preserves)を意味し、ドウムズデイ・ブックではめったに明記されていない。明確にその名が挙げられているのは「*くわ*」<sup>35)</sup>かである。すなわち、*デイン* (グロースタシヤ)、*グロウヴリ* (ウイルトシヤ)、*ウィンボーン* (ドーセット)、*ウィンザー* (パークシヤ)、そしてオックスフォードシヤでは、オックスフォードの東方にあるシヨットオウヴァ、ストウッド、オックスフォードの西方にあるコーンベリ、ウッドストック、ウィッチウッドの五つに王の直轄フォレストがあると記されている。H.C.Darby, “The Geography of Domesday England”, in

(25) パークの中世的効用―ウッドストック・パークを事例として―

- R.W.H.Erskine and Ann Williams ed., *The Story of Domesday Book*, Chichester, 2003, p.42 ; H.C.Darby and Eila M.J.Campbell, *The Domesday Geography of South-East England*, Cambridge, 1962, p.214 ; Charles R. Young, *The Royal Forests of Medieval England*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia,1979, p.10.
- (9) F.Liebertmann, *Gesetze der Angelsachsen*, Vol.I, Halle, 1903, p.216.
- (10) F.S. Haydon ed., *Enlogium Historiarum sive Temporis*, Rolls Ser., Vol. 9, 1858-63, i, p.269, iii, p.297 ; T. Arnold ed., *Henrici Archidiaconi Huntendunensis Historia Anglorum*, Rolls Ser., Vol. 74, 1879, p.244 ; J Rous, *Historia Regum Angliae*, ed., T Hearne, Oxford,1745, p.138 ; J.Bond,1987, pp.23, 28.
- (11) W. Stubbs ed., *Willelmi Malmesbriensis Monachi, de Gestis Regum Anglorum, Rolls Ser.*, Vol. 90, 1889, ii, p.485 ; J.Bond,1987, p.32 ; A.L.Pool, *From Domesday Book to Magna Carta*, Oxford, 2<sup>nd</sup> ed., 1955, pp.19-20.
- (12) F.Woodward, *Oxfordshire Parks* (Oxfordshire Museum Services Publication, No.16), Woodstock, 1982, p.7. 園藪のふさふさ L.M.Cantor and J.M.Hatherly, *op.cit.*, pp.73-74 ; R.Muir, *op.cit.*, p.16.
- (13) L.M.Cantor, *op.cit.*, pp.73, 75 ; J.Bond,1987, p.28 ; B.Short, "Forests and Wood-Pasture in Lowland England" in J.Thirsk ed., *Rural England : An Illustrated History of the Landscape*, Oxford, 2000, p.126.
- (14) J.Banbury and P.Jay, "The Normans and the Creation of the Wall", in J.Banbury *et.al.*, *Woodstock and The Royal Park : Nine Hundred Years of History*, Oxford, 2010, p.19.
- (15) *PR,1164-5*, p.68
- (16) 'Mandatum est vicecomiti Oxonie quod scire faciat omnibus hominibus de comitatu suo, quorum terre adjacent vel vicine sunt parco domini regis de Wudestok', quod propter gravia dampna que incurrunnt per feras domini regis blada eorum destruentes, concessit dominus rex quod eundem parcum claudi faciant. Teste ut supra.' (*CCR, 1227-31*, p.500)

- (17) *CCR, 1231-4*, p.64
- (18) *CLR, 1245-51*, pp.290, 364.
- (19) *CCR, 1251-3*, p.219 ; *VCH Oxford*, Vol.XII, London, 1990, p.441.
- (20) *HR*, ii, p.41 ; J.Bond, 1987, pp.28,30.
- (21) E.K.Chambers, *Sir Henry Lee: an Elizabethan Portrait*, Oxford, 1936, p.83 ; J.Bond, 1987, p.25.
- (22) E.g. *CCR, 1256-9*, p.429 ; *CCR, 1259-61*, pp.110,336 ; *CCR, 1261-4*, pp.8, 219 ; *CLR, 1240-5*, p.263 ; *CLR, 1251-60*, p.430 ; *CLR, 1260-7*, pp.28,42,42,155 ; J.Bond, 1987, p.25. ちなみに『*The Master of Game*』は『*The Master of Game*』の抄本が、塩漬けにして保存したシカ肉をこいた美味さゆえに『*Edward of Norwich, 2<sup>nd</sup> Duke of York, The Master of Game*』, ed., William A Baillie-Grohman and F.N Baillie-Grohman, Philadelphia, 1909, p.39
- (23) *CLR, 1251-60*, p.272. なお、『ポンド博士の年次』の年次を11250年と記しているが (J.Bond, 1987, p.25) 同年の史料にはかかる記録はなく、おそらく間違っているであろう。筆者が調べた限りでは、『*年次*』の記録は11255年のものである。
- (24) ロバート・ド・メアースの肩書 (*miles regis*) については『*CCR, 1254-6*』, p.49.
- (25) ‘Rex mitti Robertum de Maris ad capiendum ad opus regis ducentas damas in parco de Wudestok’. Et preceptum est ballivis de Wudestok’ quod ipsum Robertum ad hoc admittant, et ei ad damas illas capiendas consilium et auxilium suum impendant, cum ab eo requisiti fuerint ; et eas salient, et medietatem earum ad regem usque Wintoniam contra instans festum Natalis Domini et aliam medietatem ad regem usque Westmonasterium contra instans festum Sancti Edwardi, caritari faciant. Et, cum rex scriverit eustum quod ad hoc posuerint, illud eis allocari faciet. Teste rege aquid Windes’ iij. die Decembris.’ (*CCR, 1254-6*, p.245)
- ‘Mandatum est ballivis regis de Wudestok’ quod totam venacionem, quam Robertus de Mares cepit in parco regis de

- Wodestok' et eis per preceptum regis liberavit, sine dilacione cariari faciant usque Westmonasterium, ita quod sit ibi in vigilia instantis festi Sancti Eduuardi ad tardius, liberanda custodi lardarii regis. Et custum cariagii illius, cum rex illud sciverit, eis faciet allocari. Teste ut supra.' (*CCR, 1254-6, p.255*) やなみこ 聖ヒムローの祝日は一月五日也。この月日はこのやなみこ P.Stamper, "Woods and Parks" in G.Astill and A.Grant ed., *The Countryside of Medieval England*, Oxford, 1988, p.143 に於ける。
- (26) 'Rex mititi Rebertum de Maris ad capiendum ad opus regis tringinta damas in parco Norhamt'. Et mandatum est vicecomiti Norhamt' quod ipsum ad hoc admittat et ei ad damas illas capiendas consilium et auxilium impendat, cum ad eo fuerit requisitus; et damas illas, una cum sexaginta et decem damis, quas idem Robertus capiet ad opus regis in forestis regis in comitatu Norhamt' et predicto vicecomiti per preceptum regis liberabit, saliri et ad regem usque Westmonasterium cariari faciat contra instans festum Sancti Edwardi, liberandas ibidem custodi lardarii regis. Et, cum rex sciverit custum etc., ut supra. Teste ut supra.' (*CCR, 1254-6, p.245*)
- (27) 'Rex mititi Robertum de Maris ad capiendum ad opus regis sexaginta et decem damas in forestis regis in comitatu Norhamt'. Et mandatum est Hugoni de Goldingham, custodi forestarum regis inter pontem Staunf et pontem Oxonie, quod ipsum ad hoc admittat, et ad damas illas capiendas consilium etc. ut supra. Teste ut supra.' (*CCR, 1254-6, p.245*)
- (28) この或はこのやなみこ E.Roberts, "The bishop of Winchester's deer park in Hampshire, 1200-1400", *Proceedings of the Hampshire Field Club and Archaeological Society*, Vol.44, 1988, p.71 より示唆を得た。なお、騎士身分の狩人を含む王の狩猟スタッフについては、以下の史料・注解を参照。C.Johnson, ed.and tr., *Dialogus: Richard fitzNigel, Dialogus de Scaccario: The Course of the Exchequer and Constitutio Domus Regis: The Establishment of the Royal Household*, Oxford, 1983, p.135 : E. Amt, ed. and tr. *Richard fitzNigel, Dialogus de Scaccario: The Dialogue of the Exchequer*, and S.

- Church, ed. and tr. *Constitutio Domus Regis: Disposition of the King's Household*, Oxford, 2007, pp.212-5; D. C. Douglas and G. W. Greenaway ed., *English Historical Documents II 1042-1189*, 2nd edn., London, 1981, pp.459-460; それらの史料に基づく王の狩猟スタッフの詳細については、拙稿「*Constitutio Domus Regis* にみる王の狩猟スタッフ—覚書—」『東北公益文科大学総合研究論集』第三〇号、二〇一六年参照。
- (29) *CCR, 1296-1302*, p.177. 一三世紀にはウッドストック・パークはウッドストック・ブナとともに管理されていた。それゆえ、同ブナの荘司がウッドストック・パークを管理していた。この点については『*VCH Oxford*, Vol.XII, p.439; J.Bond, 1987, p.48.
- (30) *CCR, 1231-4*, p.487; *CCR, 1242-7*, pp.455, 460; *CCR, 1247-1251*, p.473; *CLR, 1251-60*, pp. 8, 235; J.Birrell, "Hunting and the Royal Forest", in S.Cavaciocchi ed., *L'uomo e la foresta: secc. XIII-XVIII: atti della "Ventisettesima settimana di studi"*, 8-13 maggio 1995, Firenze, 1996, p.440; Idem, "Procuring, Preparing and Serving Venison in Late Medieval England", in C.M.Wolgar, D.Sejranston, and T.Waldron ed., *Food in Medieval England*, Oxford, 2006, p.178.
- (31) S.A.Milesion, *Parks in Medieval England*, Oxford, 2009, p.79.
- (32) M.K.Mcintosh, *Autonomy and Community: the Royal Manor of Havering, 1200-1500*, Cambridge, 1986, p.18.
- (33) *CPR, 1441-6*, p. 277; J.Bond, 1987, pp. 25-26.
- (34) *CCR, 1234-7*, p.400; *CCR, 1237-42*, pp.333-4; *CCR, 1242-7*, p.227; *CCR, 1259-61*, p.429; *CCR, 1261-4*, p.68.
- (35) たゞさば、拙稿「フォレスト犯罪の諸相—フェクナム・フォレストの裁判記録より—」『駿台史学』第一四七号、二〇一三年、八三頁参照。
- (36) F.Woodward, *op.cit.*, p.5; *CCR, 1279-88*, p.73; *CCR, 1288-96*, p.467.
- (37) F.Woodward, *op.cit.*, p.5.

- (38) *Ibid.*, p.5 ; B.Short, *op.cit.*, p.132.
- (39) F.Woodward, *op.cit.*, p.6 ; J.Bond,1987, p. 28 ; K.Wats, “Wiltshire Deer Parks : An Introductory Survey”, *Wiltshire Archaeological and Natural History Magazine*, Vol.89, 1996, pp.91-92.
- (40) J.White, *op.cit.*, p.46 ; F.Woodward, *op.cit.*, p.6 ; L.M.Cantor, *op.cit.*,p.73 ; L.M.Cantor and J.M.Hatherly, *op.cit.*, p.74.
- (41) P.Stammer, *op.cit.*, p.141.
- (42) *CCR, 1251-3*, p.2 ; *CLR,1251-60*, p. 175.
- (43) ‘Mandatum est Johanni de Hanebergh’ et Petro de Legh’, custodiibus manerii de Wodestok’ quod, statim visis litteris istis, omnia saltatoria parci de Wodestok’ inter predictum parcum et forestam aperiri faciant, ita quod fere regis libere possint intrare et exire. Et ipsa saltatoria taliter aperta teneat (*sic*) usque ad festum Assumptionis Beate Marie proximo futurum, vel donec a rege aliud habuerit manadatum. Teste ut supra.’ (*CCR, 1254-6*, p.325)
- (44) *CCR, 1296-1302*, p.440.
- (45) P.Stammer, *op.cit.*, p.136 ; O.Rackham, *Woodlands*, London, 2006, p.28 ; J.White, *Forest and Woodland Trees in Britain*, Oxford, 1995, pp.128-132,140-4.
- (46) *Pipe Roll 31 HenryI*, p.128.
- (47) *CCR, 1254-6*, p.279.
- (48) *CLR,1240-45*, p.35 ; L.F.Salzman, *Building in England down to 1540*, 2<sup>nd</sup> ed., Oxford, 1967, pp.228, 234 ; J.Bond,1981, p.204 ; J.Bond,1987, pp. 39, 42.
- (49) ‘Mandatum est Willelmo de Langel’, custodi foreste de Wichewod’, quod per visum forestariorum et viridariorum foreste predicte faciant habere Johanni de Haveberg’ et Petro de Legh’, custodiibus operationum regis apud Wodest’ maeremium in

foresta predicta extra parcum de Wodes<sup>1</sup> cum omnibus escacis quercuum, ubi custodes illi melius viderint expedire, per talliam inter ipsum et predictos custodes confectam de numero quercuum, ad quoddam clocherium apud Wodes<sup>1</sup> et ad alias operationes regis ibidem faciendas. Teste ut supra. (*CCR, 1247-51, pp.410-11*)

‘Mandatum est Willelmo de Langel<sup>1</sup>, custodi foreste de Wycechewude, quod in predicta foresta faciat habere Johanni de Hanveberge et Petro de Leg<sup>1</sup>, custodibus operationum regis de Wodestok<sup>1</sup>, per visum viridariorum et forestariorum ejusdem foreste, maeremium quantum necesse fuerit ad unam novam cameram, duo appenticia, et unam astellariam faciendam apud Wudestok<sup>1</sup>, per talliam inter ipsum et predictos custodes de numero quercuum. Teste ut supra. Per regem. (*CCR, 1251-3, p.47*)

(8) *RLC, Vol.II, p.137b ; CCR, 1254-6, p.279 ; J.Bond,1981, p.206.*

(15) *CLR, 1226-40, p.194 ; O.Rackham, Ancient Woodland: its History, Vegetation and Uses in England, London, 1980, p.151 ; J.Bond,1981, p.204.*

(22) *CFR, 1272-1307, p.42 ; CCR, 1272-9, pp.205,207,369.*

(33) *CCR,1268-72, p.527 ; CCR,1272-9, p.192 ; CCR,1279-88, p.216 ; J.Bond,1981, p.204 ; J.Bond,1987, p.39.*

(45) *CCR, 1264-8, p.5 ; CCR, 1272-9, p.372.*

(53) *HR, ii, p.851.*

(59) *CPR, 1476-85, p.316.*

(75) ‘Et mandatum est Thome de Langel<sup>1</sup> quod habere faciat G. de Craucumbe per visum viridariorum et forestariorum maeremium, ut in cheveronibus, gisis et alio minuto maeremio, ad porticum magne camere regis faciendum et ad gradus ejusdem porticus cooperiendos, in boscis forinsecis maneriorum regis extra parcum regis de Wudestok<sup>1</sup>. Faciat etiam habere



de cetero in singulis adventibus regis usque Wudestok' eidem Godefrido buscam et carbonem ad focum suum, in foresta de Wichewud' et in allis boscis regis extra parcum de Wudestok' ; ita quod nichil ulterius capiatur in parco de Wudestok' ad buscam et carbonem ad opus regis. Teste ut supra. (CCR, 1231-4, p.16) トマス・ド・ランズリは当時ウエイッチウッド・フォレストの長官職にあった人物でもある。この点については VCH Oxford, Vol.II, 1907, repr., 1987, p.293 ; J.Charles Cox, *The Royal Forests of England*, London, 1905, pp.258-9. 又、ランズリ家のウエイッチウッド・フォレスト世襲領主職は十三二十年に継ぐ。B.Schumer, "A Brief History of Wyche wood before the Enclosure" in C.Keighley ed., *Discovering Wyche wood*, Charlbury, 2000, p.23 ; Idem, *Wyche wood: The Evolution of a Woode Landscape*, Charlbury, 1999, pp.74-75.

(88) 'Mandatum est forestariis [et vijridariis de Wichewud' quod faciant habere ballivo de Wudestok' buscam cariandam usque Wudestok' ad ardendum ad opus regis. Teste rege aqud Wudes', . . vij, die Octobris.' (CCR, 1237-1242, p.233)

(89) 'Item eodem modo mandatum est ballivis regis de Wodestok' de d. caretatis busce, cl<sup>a</sup>. quarteris carbonum, vij. duodenis cleyarum, tribus duodenis tabularum, ad faciendum scabellos et colpandum carmen. Item de uno furno magno et alio parvo scabellos et colpandum carmen. Item de uno furno magno et alio parvo de novo faciendis ad pastillos et faones faciendos.' (CCR, 1254-6, p.433)

(90) 'Conveniant autem ibi de mandato domini regis magnates innumerabiles, qui cum omnes congregarentur, multa milia equorum et plura hominum censebantur. Nec poterat illos aliqua civitas vel illud regale manerium, videlicet Wudestoc, ubi simul conveniant, capere ; sed in salubus et agris fixis papilionibus magnates et milites hospitabantur. Civitas insuper Oxoniatarum et villae rurales circumquaque hospitibus replebantur.' (*Matthaei Parisiensis, monachi Sancti Albani, Chronica Majora*, Vol.5, ed. H.R.Luard, Rolls Series, 1880, pp.573-4) 当集会はおそらくヘンリー三世治世期にウッドストックで開催された集会中最大規模のものだったと推測される (VCH Oxford, Vol.XII, p.436)。

- (12) ‘Quia rex convocari fecit plures prelatos et magnates ad instans festum Assumptionis Beate Marie, mandatum est vicecomiti Northamp’ quod cum omni festinatione provideat regi in balliva sua de 1<sup>a</sup>. quarteriis frumenti, x. libratis boni panis, xxx<sup>1a</sup>. porcis, 1<sup>a</sup>. multonibus decem milibus ovorum, cccc. gallinis, mille pullis, mille columbellis, c. caponibus, 1<sup>a</sup>. aucis, et ea omnia venire faciat usque Wodestok’; ita quod sint ibi tercio die ante festum predictum, liberandi servientibus hospicii regis secundum quod ministerium cujuslibet eorum requirit : et hoc nullo modo omitat. Et cum sciverimus custum etc., rex illud faciet ei allocari. Teste rege apud Flexleg’ xxvij. die Julii. / Idem mandatum est vicecomiti Buk’ de 1<sup>a</sup>. quarteriis frumenti, xxx. porcis, v. braonibus, x<sup>m</sup>. ovis, cccc. gallinis, m. pullis, ccc. columbellis, lxxv. Caponibus, 1<sup>a</sup>. aucis, 1<sup>a</sup>. quarteriis avene. / Idem mandatum est vicecomiti Oxon’ l. quarteriis frumenti, xx. libris panis per ipsum et ballivos Oxon’, Abbendon’ et Bannebr’. Item xxx. porcis, l. multonibus, vij. braonibus, x<sup>m</sup>. ovorum, cccc. gallinis, m. pullis, d. columbellis, 1<sup>a</sup>. caponibus. / Idem mandatum est vicecomiti Warr’ l. quarteriis frumenti, lx. porcis, c. multonibus, vij. braonibus, x<sup>m</sup>. ovorum, m. pullis, cccc. gallinis, cc. columbellis, lxxv. caponibus, l. quarteriis avene. / Vicecomiti Wigom’ de x. braonibus, x. ovorum, cccc. gallinis, m. pullis, c. aucis. / Vicecomiti Glovern’ de cc. aucis. / Vicecomiti Line’ de xl. pavonibus, xv. gruibus, l. cignis. / Vicecomiti Cauntebr’ et Huntendon’ l. cign’, xx. pavon’, vij. grues (sic) ; et quod provideat regi de anguillis in balliva sua secundum quod Rogerus de Lardario, serviens regis, provideit et ei injunxit ex parte regis, et anguillas illa(sic) venire faciat usque Wodest’, ita etc., ut supra, liberandas custodibus lardarii regis. Et custum etc. rex faciet ei allocari. Teste. / Vicecomiti Hertford’ de xx. pavonibus. / Vicecomitibus London’ de vij. gruibus.’ (CCR, 1254-6, pp.432-3)
- (22) P. Brimblecombe, ‘Early Urban Climate and Atmosphere’, in A.R.Hall and H.K.Kenward ed., *Environmental Archaeology in the Urban Context*, London, pp.19-20.
- (23) J.Ridgard, *Medieval Framlingham : Select Documents 1270-1524*, Suffolk Records Society, XXVII, 1985, pp.86,127.

- (64) B.Schumer, *The Evolution of Wychwood to 1400*, p.56.
- (65) *CCR, 1272-9*, pp.207, 297, 312, 370, 372.
- (68) *PR, 1165-6*, p.117 ; *PR, 1167-8*, p.50 ; J.Birrell, “Deer and Deer Farming in Medieval England”, *Agricultural History Review*, Vol.40, II, 1992, p.117.
- (69) *HR*, ii, pp.34, 851-2 ; A.Ballard, “Woodstock Manor in the Thirteenth Century”, *Verteiljahrschrift für Social- und Wirtschaftsgeschichte*, Vol.6, pp.433-6 ; *VCH Oxford*, Vol. XII, p.446 ; J.Fletcher, *Gardens of Earthly Delight : The History of Deer Parks*, Oxford, 2011, p.150.
- (68) *CFR, 1368-77*, p.35 ; E.P.Shirley, *Some Account of English Deer Parks*, London, 1867, repr., Glasgow, 2007, p.134 ; *VCH Oxford*, Vol. II, 1907, repr. 1987, p.300 ; *VCH Oxford*, Vol. XII, pp.274, 446. 冬期におけるシカの餓死は深刻な問題であった。この点については、拙稿「中世スタップフォードシヤにおけるフォレストならびにチェイス」『相模女子大学紀要』第五九巻、一九九五年、二七頁参照。
- (69) 当奉仕義務は元来、スタントン・ハーコートへの領主に対して課された義務であった。 *Testa de Nevill*, Part II, p.1345 ; *Cal. Inq. PM*, Vol. I, p.111 ; *Cal. Inq. PM*, Vol. III, p.75 ; *Cal. Inq. PM*, Vol. XII, p.348 ; *VCH Oxford*, Vol. XII, p.446.
- (70) S.A.Miles, *op. cit.*, pp.77-78.
- (71) F.Woodward, *op. cit.*, p.8.
- (72) A.Ballard, *op. cit.*, p.446 ; J.Bond, 1987, p.31.
- (73) A.Ballard, *op. cit.*, pp.446-7 ; *VCH Oxford*, Vol. XII, p.445. 王がウートンに所有していた雄牛はウッドストック・パークで放牧された (*CPR, 1247-58*, p.570)。
- (74) *CCR, 1237-42*, p.218.

- (75) *CLR*, 1240-5, p.4.
- (76) *VCH Oxford*, Vol.XII, p.445.
- (77) 馬の飼育・繁殖場については、たゞしばしば、以上を参照。*CCR*, 1279-88, p.516 ; *CCR*, 1318-23, p.60 ; *CCR*, 1333-7, p.266 ; *CCR*, 1360-4, p.3 ; *CPR*, 1345-8, p. 28 ; *CPR*, 1307-13, pp.554, 562 ; *CPR*, 1318-23, p. 60. ; P.Stamper, *op.cit.*, p.145 ; J. Bond,1987, p. 31. なお、一三世紀半ば、王の厩舎と蹄鉄用鍛冶場はウッドストックの町門の近くにあった。*CLR*, 1251-60, pp.175, 464 ; *VCH Oxford*, Vol.XII, p.444.
- (78) *CCR*, 1247-51, p.285 ; *Cal.Inq.Misc.*, Vol.III, p.93 ; J.Bond,1987, p. 31 ; *VCH Oxford*, Vol.XII, p.444.
- (79) *HR*, ii, p.34 ; *Testa de Nevill*, Part I, p. 103 ; A.L.Poole, *Obligations of Society in the XII and XIII Centuries*, Oxford, 1946, pp.69-70 ; 鷹匠については、前掲「*Constitutio Domus Regis*」にみる王の狩猟スタッフ―覚書―(二二一―二二三頁参照)。
- (80) A.Ballard, *op.cit.*, p.447 ; J.Bond,1981, p.205.
- (81) *CPR*, 1266-72, p.92 ; *VCH Oxford*, Vol.XII, p.444 ; J.Bond,1987, p. 48.
- (82) B.Schumer, *The Evolution of Wyckwood to 1400*, p.44 ; P.Stamper, *op.cit.*, pp.134-4.
- (83) B.Schumer, *The Evolution of Wyckwood to 1400*, p.41 ; つれづれ王の直轄村落の概略については、そのあたり以下を参照。J.Banbury and P.Crutch, "The Demesne Villages Around the Prak", in J.Banbury *et al.*, *op.cit.*, pp.120-142. ウィッチウッド・フォレストにおける入会の実態については、シユーマーに依拠した平松 紘『イギリス環境法の基礎研究』敬文堂、一九九五年、一二七―一二六頁が参照されるべきである。その実態は錯綜しており、複雑な様相を呈している。
- (84) P.Stamper, *op.cit.*, p.143 ; R.Muir, *op.cit.*, p.21 ; B.K.Roberts, "Medieval Fishponds", *Amateur Historian*, Vol.7, 1966,

pp.119-25.

- (58) *PR1162-1163*, p.48.
- (58) ウツムストット・パークの養魚池について J.Bond,1987, pp.32-34.
- (58) *CLR, 1240-5*, p.164 ; *CLR, 1251-60*, pp.25, 272.
- (88) *CCR, 1256-9*, p.397.
- (88) *CLR, 1226-40*, p.412 ; ロルヴァンによれば「エヴァズウエル Everswell」にはシチリア風の水庭 (a water garden) があつたといはなう。H.M.Colvin, "Royal Gardens in Medieval England", in Elisabeth B.MacDougall ed., *Medieval Gardens*, Dumbarton Oaks Research Library and Collection Trustees for Harvard University, Washington, D.C. 1986, p.19.
- (96) *CLR, 1260-7*, p.154 ; J.Bond,1981, p.207.
- (96) *CCR, 1251-3*, pp.167-8.
- (96) J.Steane, "Medieval Forests, Woods and Parks of Berkshire", *Arbicultural Journal*, Vol.5,1981,p.197.
- (96) *CLR, 1240-5*, p.34 ; *CCR, 1296-1302*, p.440 ; *CCR, 1302-7*, p.188 ; *VCH Oxford*, Vol.XII, p.445.
- (96) 'Rex mittit Willielmum, piscatorem suum, ad capiendum ad opus regis sex lucoos in vivario regis de Wodestok' ; et mandatum est custodiibus manerii de Wodestok' quod ipsum ad hoc admittant et eos saliri et ad regem sine dilacione venire faciant. Teste ut supra.' (*CCR, 1251-3*, p.336)
- (96) *CLR, 1267-72*, nos.1489, 1877.
- (96) 'Et mandatum est Stephano Fromund, constabulario de Merleberg', quod in vivario regis de Merleberg' capiat ad opus regis lx. brenias et eas in pane poni et usque Wodesf' venire faciat, ita etc., ut supra. Et, cum rex sciverit custum etc., rex faciet ei allocari. Teste ut supra.' (*CCR, 1254-6*, p.433)

- (96) *CLR, 1267-72, no.2026.*
- (98) *CCR, 1247-51, p.426.* なお、ボンドは一二三一年に養魚池のウナギがオウスニイ修道院に贈与されたと述べているが (J.Bond,1987, p.34) 典拠となる史料は挙げられておらず、同年同修道院にウナギが贈与された証拠は見当たらない。筆者が一二三一年前後の史料の調べた限りでは、一二三三年にオウスニイ修道院長に対して鍛冶場用として二つの森から合計四〇本のオークが贈与されている (*CCR, 1231-4, p.235*)。
- (99) *Calendar of Chancery Warrants, Vol. 1, 1244-1326, p. 92.*
- (100) *CCR, 1288-96, p.432.*
- (101) *CCR, 1413-19, pp.175-6.*
- (102) P.Stamper, *op. cit.*, p.145.
- (103) M.K.Mcintosh, *op. cit.*, p.18 ; J.Steane, *The Archaeology of the Medieval English Monarchy*, London, 1993, p.149.
- (104) R.Liddiard ed., *The Medieval Park : New Perspectives*, Macclesfield, 2007 所収の諸論稿を参照された。
- (105) J.Steane, “The Medieval Parks of Northamptonshire”, *Northamptonshire Past and Present*, Vol.V, 1975, pp.228-9 ; Idem, *The Archaeology of Medieval England and Wales*, Beekham, 1985, p.168 ; Idem, *The Archaeology of the Medieval English Monarchy*, p.149.
- (106) J.Fletcher, *op.cit.*, p.148.
- (107) *CCR,1251-1253, p.33; VCH Oxford, Vol.XIV, London, 2004, p.199*
- (108) S.A.Milesen, *op.cit.*, p.80.
- (109) O.Rackham, *Woodlands*, p.138.
- (110) ナムベキ R.Muir, *op.cit.*, p.16 参照。

- (111) J.Steane, *The Archaeology of the Medieval English Monarchy*, p.150.
- (112) O.Rackham, *Woodlands*, p.138 ; Idem, *The Last Forest: The Story of Hatfield Forei*, London, 1989, p.51.
- (113) B.Schumer, "A Brief History of Wychemwood before the Enclosure", p.38.
- (114) J.Birrell, "Deer and Deer Farming", p.112.
- (115) E.Roberts, *op.cit.*, p.73. この点はフォレストについてもうえる点であり、かつて筆者はフォレストに関して同様の指摘をおこなった。拙稿「ジョン王治世下における猟獣捕獲—中世エセックス・フォレストの一断面—」『模女子大学紀要』第六二巻、一九九八年、八六頁。
- (116) J.Bond, 1981, p.205; J.Bond, 1987, p.40.
- (117) E.Roberts, *op.cit.*, p.75.
- (118) R.Liddiard ed., *op.cit.*, "Introduction", p.1 ; R.Muir, *Ancient Trees : Living Landscapes*, Stroud, 2006, p.128 ; S.A.Mileson, *op.cit.*, p.7.
- (119) S.Moorhouse, "The Medieval Parks of Yorkshire : Function, Contents and Chronology", in R.Liddiard ed., *op.cit.*, p.125.
- (120) J.Cummins, "Venues s'en vont en Paradis : Medieval Hunting and the "Natural" Landscape" in J.Howe and M.Wolf ed., *Inventing Medieval Landscapes*, University Press of Florida, Gainesville, 2002, pp.46-7. なお、城郭や荘館の背景としてパークの装飾的な機能については、C.Taylor, "Medieval Ornamental Landscapes", *Landscapes*, Vol.1, issue1, 2000, pp.39,50 ; J.Bond "Forests, Chases, Warrens and Parks in Medieval Wessex", in M.Aston and C.Lewis ed., *The Medieval Landscape of Wessex*, Oxbow Monograph 46, Oxford, 1994, p.144 ; S.A.Mileson, *op.cit.*, p.5 参照。
- (121) 筆者がこのように述べるとき、念頭に置いているのはレナード・カンターに代表される見方である。註(一)参照。